

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

政府が**自然再生基本方針**を策定

- 自然再生基本方針(H15.4.1 閣議決定)
- 自然再生事業の進行状況等を踏まえておおむね5年ごとに見直す

地域の発意による事業の実施

石西礁湖自然再生協議会

本協議会は、平成18年2月27日に組織された。

現時点 ▶ 自然再生協議会は**自然再生全体構想**を策定

- 自然再生の対象となる区域、自然再生の目的。
- 協議会参加者の役割分担等を定める。

実施者は**自然再生事業実施計画**を策定

- 計画案を協議会で協議し、その結果に基づいて実施者が計画を策定
- 事業の対象となる区域及びその内容
- 周辺地域の自然環境との関係
- 自然環境保全上の意義及び効果
- 事業の実施に関し必要な事項 等を定める。

自然再生事業実施計画は協議会委員の方なら、どなたでも策定できます。

自然再生
専門家会議

自然環境に関し専門的知識を有する者

意見 ↓ ↑ 主務大臣は意見を聴く

主務大臣
及び
都道府県知事

主務大臣が公表

送付

助言

自然再生事業の実施

モニタリングを実施、評価し、
結果を事業に反映

自然再生事業の実施に必要な各種連絡調整を協議会で実施

図では、**政府の役割** **自然再生協議会** **これまでの経緯** **今後の流れ** を示す。

石西礁湖自然再生協議会と自然再生事業実施計画との関係

自然再生協議会では、実施者が作成した実施計画案について協議を行い、実施者はこの協議の結果に基づいて自然再生事業実施計画を策定し、自然再生事業を実施する必要があります。

自然再生協議会では、自然再生事業を実施する際の様々な連絡調整を行う必要もあります。

